

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年11月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第73号

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（手数料の徴収） 第2条 略 2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。 （1）～（14） 略 （15） <u>建築士法第15条の6第1項</u>の規定により知事の指定する者に2級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務を行わせる場合における前項第302号の手数料 2級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務を行う者 （16） 略</p>	<p>（手数料の徴収） 第2条 略 2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。 （1）～（14） 略 （15） <u>建築士法第15条の17第1項</u>の規定により知事の指定する者に2級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務を行わせる場合における前項第302号の手数料 2級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務を行う者 （16） 略</p>

附 則

この条例は、平成20年11月28日から施行する。